

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年3月17日

鳥取県立中央病院長 千 酌 浩 樹

1 調達内容

(1) 調達案件の名称

鳥取県立中央病院試薬調達 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 契約金額

入札は紙入札によるものとし、入札書に記載する金額は、(1)に示す物品の1単位当たりの金額（1円未満の端数を含まないものとする。以下「単価」という。）に購入予定数量を乗じて得た金額の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）を記載すること。

なお、単価には搬入費を含むものとする（入札説明書別紙「試薬一覧表」（以下「試薬一覧表」という。）No. 30～32、No. 69～70を除く）。また、この調達は入札書に記載された単価（税抜）による単価契約であり、最低数量を保証するものではなく、又、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(4) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が薬品類の医療薬品又は理工化学薬品に登録されている者であること。

(5) 試薬一覧表に示す全ての試薬を調達可能であること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営戦略課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局経営戦略課

電話 0857-26-2271（内線2776）

電子メール chuoubyouin@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

本件調達の公告日から令和8年3月23日（月）までの間にインターネットの鳥取県立中央病院のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>）から入手するものとする。ただし、これにより

がたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年3月17日（火）から同年3月23日（月）までの日（日曜日及び土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

（4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5）入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和8年3月30日（月）午前11時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前10時までとする。）

イ 場所

〒680-0901 鳥取市江津730
鳥取県立中央病院 7階会議室1

5 入札参加者に要求される事項

（1）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2）本件入札に参加を希望する者は、参加表明書を4の（1）の場所に令和8年3月23日（月）午後5時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（3）入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

入札保証金は免除する。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として入札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第112条（以下「会計規則」という。）の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

（2）入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

（3）契約書作成の要否

要

（4）手続における交渉の有無

無

（5）その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和8年2月定例会において本件業務に係る予算が可決されたときに落札決定を行うこととし、また、予算が否決されたときは、落札決定（契約の相手方の決定）を行わないものとする。